2　（略）

3　法第十七条第二項に規定する業務管理者名簿（次項及び第五項において「業務管理者名簿」という。）の様式は、別記様式第九号によるものとする。

4　業務管理者の氏名及び第二項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって業務管理者名簿への記載に代えることができる。この場合における法第十七条第二項の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5　（略）

（登録の申請）

第二十二条　（略）

2　前条第一項第三号の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二～四　（略）

五　試験委員（第二十四条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでに該当する者にあっては、その旨

六　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款若しくは寄附行為又はこれらに代わる書面及び登記事項証明書

ロ・ハ　（略）

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては業務を執行する社員をいい、当該社員が法人であるときは当該社員の職務を行うべき者を含む。次条第五号において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称及び略歴又は沿革を記載した書類

三　試験委員が第二十四条第一項第二号イからハまでに該当する者にあっては、その資格等を有することを証する書類

四　登録証明事業以外の業務を行うときは、その業務の種類及び概要を記載した書面

五・六　（略）

（欠格条項）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者が行おうとする登録証明事業は、第二十一条第一項第三号の登録を受けることができない。

一　（略）

二　第三十三条の規定により第二十一条第一項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三～五　（略）

2　（略）

3　法第十七条第二項に規定する業務管理者名簿（次項及び第五項において「業務管理者名簿」という。）の様式は、別記様式第八号によるものとする。

4　業務管理者の氏名及び第三項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって業務管理者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第二項の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5　（略）

（登録の申請）

第十七条の二　（略）

2　前条第一項第三号の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二～四　（略）

五　試験委員（第十七条の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでに該当する者にあっては、その旨

六　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ・ハ　（略）

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては業務を執行する社員をいい、役員が法人であるときは当該役員の職務を行うべき者をいう。次条第五号において同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　試験委員が第十七条の四第一項第二号イからハまでに該当する者にあっては、その資格等を有することを証する書類

四　登録証明事業以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書面

五・六　（略）

（欠格条項）

第十七条の三　次の各号のいずれかに該当する者が行う証明事業は、第十七条第一項第三号の登録を受けることができない。

一　（略）

二　第十七条の十三の規定により第十七条第一項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三～五　（略）